

令和7年12月17日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和7年12月17日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第58号 令和7年度東庄町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 2 議案第59号 令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第60号 令和7年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第61号 令和7年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第62号 令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第63号 令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 陳情第 1号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情

日程第 8 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

- 1 番 海 宝 和 宏 君
- 2 番 渡 邊 幸 江 君
- 3 番 前 田 君 江 君
- 4 番 岩 井 弘 晃 君
- 5 番 越 川 良 男 君
- 6 番 桜 井 莊 一 君
- 7 番 宮 澤 健 君
- 8 番 大 網 正 敏 君
- 9 番 板 寺 正 範 君
- 10 番 佐久間 義 房 君
- 11 番 高 木 武 男 君

1 3 番 山 崎 ひろみ 君

1 4 番 柳 堀 忠 君

○欠席議員（1名）

1 2 番 鈴 木 正 昭 君

○出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君

副 町 長 向 後 喜一朗 君

監 査 委 員 平 山 茂 君

総 務 課 長 香 取 康 成 君

町 民 課 長 宇ノ澤 修 君

まちづくり課長 堀 江 弘 之 君

健 康 福 祉 課 長 高 木 多 恵 子 君

会 計 管 理 者 堀 江 香 澄 君

病 院 事 務 長 渡 辺 佳 則 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 竹 田 寿 幸 君

教 育 長 石 橋 宏 克 君

教 育 課 長 郡 伸 明 君

生 涯 学 習 担 当 課 長 前 田 泰 孝 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 布 施 光 規

次 長 向 後 順 子

主 査 白 石 直 人

(午前10時00分 開会)

議長（柳堀 忠君）

おはようございます。ただいまの出席議員は13人です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第58号、令和7年度東庄町一般会計補正予算（第4号）から日程第6、議案第63号、令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上6案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、ただいま一括議題となりました議案第58号から議案第63号まで、一般会計の他、特別会計3件、企業会計2件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に、議案第58号、令和7年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,120万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,250万4,000円とするものであります。

また、第2条、繰越明許費で、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めており、第3条で債務負担行為の追加について規定しております。この他、第4条、地方債の補正で地方債について変更しております。

主な補正内容でございますけれども、先程、議案第48号から議案第50号において可決をいただいております一般職、そして特別職、会計年度任用職員の給与改定などにより増額を行っております。

また、総務関係では、笹川駅の利活用についてワークショップの意見等を踏まえた駅舎の改修工事について増額補正をしております。民生関係では、自立支援給付費や児童手当について増額補正をしております。農水関係でも、主食用米の価格上昇などに伴い、水稻関連の補助金について減額補正をしております。教育関係では、中学校の体育館について、屋根の構造材の安全対策として、耐震診断と補強設計に

ついて新規計上しております。

歳入につきましては、国県補助金、寄附金等を補正し、歳入歳出の不足する分については繰越金を補正しております。

続いて、議案第59号、令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,197万2,000円とするものでございます。この補正につきましては、給与改定等に伴う人件費の増額並びに基金積立金の約定利率の改定に伴う積立金額の増額を盛り込むものでございます。

続いて、議案第60号、令和7年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,989万6,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出において、職員の給与改定に伴う人件費の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、繰越金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第61号、令和7年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,004万9,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳出で介護予防生活支援サービス事業費と人件費等の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、主に繰越金と一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第62号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

まず、予算第3条に定めた収益的支出の補正でございます。事業費用の経費に89万9,000円を追加し、事業費用総額で4億3,696万円にするものであります。

内容につきましては、給与改定に伴い人件費の増額補正をするものであります。

次に、予算第4条に定めた資本的支出の補正でございます。資本的支出の機械及び装置費に771万1,000円を増額し、資本的支出総額2億1,797万6,000円にするものであります。

内容につきましては、新堀配水場の低区配水流量計について、不具合によりまして緊急に交換が必要となることに伴う補正でございます。また、人件費の補正に伴い、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費につきましては、職員給与費を89万9,000円増額し、2,936万6,000円とするものであります。

最後に、議案第63号、令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

病院事業費用のうち、薬品費を減額し、給与改定に伴う人件費に加え、修繕費へ振り替える補正をするものであります。それに伴い、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費につきましては、職員給与費を950万円増額し、5億9,278万5,000円とするものであります。

続きまして、予算第4条に定めた資本的収入の補正でございますが、資本的収入の企業債に2,500万円を追加し、資本的収入の総額を1億6,287万7,000円とするものであります。その他、オーシャンプラザ屋上パネル改修工事に伴い、期間を令和8年度、限定額を3,291万円とする債務負担行為の補正をするものであります。

以上、議案第58号から議案第63号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては各担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、令和7年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の内容について説明させていただきます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の93ページをお願いします。

まず、人件費等の経費全般についてご説明いたします。

先程、町長の提案理由にもございましたように議案第48号から議案第50号において可決いただきました一般職、特別職、会計年度任用職員の給与改定などにより、1款から9款までの1節・報酬、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費、8節・旅費について増額補正しております。

その内訳として、1節・報酬及び2節・給料では、合計で1,754万6,000円の増、3節・職員手当等では合計で1,028万7,000円の増、4節・共済費では合計183万円の増、8節・旅費では交通費の費用弁償として合計4万円の増となっております。

このうち9款・教育費の時間外勤務手当は、事務繁忙などに伴い当初見込みより増加したことから95万円を増額補正しております。

以降は、ただいま申し上げました人件費等の経費以外の補正内容について説明をさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

それでは、2款・総務費から説明させていただきます。

2款・総務費、1項5目・企画費の14節・笹川駅舎改修工事費146万5,000円及び17節・笹川駅舎備品購入費35万5,000円。こちらは笹川駅の利活用について、町民ワークショップの意見等を踏まえ、エアコンの設置、それから照明のLED化、内装工事などの駅舎の改修工事及びテーブルや椅子などの備品購入について増額補正、新規計上している内容となっております。

22節・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金140万6,000円。こちらは国の交付金の精算となります。令和6年度に実施したあったかクーポン事業について、見込額として概算払いを受けた金額が実績額を上回ったことから返還するものであります。

6目・防犯対策費の10節・防犯灯電気料73万円。町内の防犯灯の電気料について、料金高騰に伴い増額補正するものです。

94ページをお願いします。

8目・防災対策費の14節・全国瞬時警報システム新型受信機整備工事費264万円。こちらは緊急速報のシステムであるJアラートについて、既存の受信機のソフトウェアに係るサポート期限が令和8年度までとなることから新型受信機を整備するものであります。

95ページに移りまして、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費の12節・障

害者福祉計画策定業務委託料469万7,000円。障害福祉サービスを総合的に
行うための計画で、令和8年度の着手を見込んでおりましたが、国の施策を反映さ
せるため期間を有することから、補正予算により早期に着手するものであります。

19節・自立支援給付費1,406万8,000円。障害福祉サービスの利用者の
増により増額補正するものです。事業費の一部に国県の負担金が措置されてお
ります。

27節・繰出金の合計301万5,000円。国保及び介護保険特別会計の繰出
金について給与改定に伴い増額補正するものであります。

3目・後期高齢者医療事務取扱費の18節・後期高齢者医療給付費負担金過年度
分141万5,000円。令和6年度の医療給付費の精算に伴う負担金となります。

96ページをお願いします。

8目・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の合計21万円。こちらも国交
付金への返還金で、令和6年度に実施した住民税非課税世帯に対する給付金事業に
ついて精算するものです。

2項2目・児童措置費の19節・児童手当1,107万円。高校生世代を含む世
帯の児童手当の申請数が当初予算見込額を上回ったことから、増額補正するもの
です。こちらは財源として県負担金が措置されております。

97ページをお願いします。

4款・衛生費、1項2目・予防費、7節・予防接種健康被害調査謝金11万円。新
型コロナウイルス予防接種による健康被害の申請があったことから、条例に基づき
調査委員会を開催するもので、調査委員に対する謝金となります。財源として、県
による一部補助金がございます。

98ページをお願いします。

5款・農林水産業費、1項5目・農地費、22節・多面的機能支払交付金返還金4
万3,000円。こちらは農地法面の維持などに対する交付金で、交付対象となる
管理面積が減少したことによる返還金となります。財源として交付団体からの返還
金を充当しております。

6目・水田農業構造改革対策推進費の合計マイナス7,342万1,000円。
新規需要米等補助金を初めとする水稲関連の補助金について、主食用米の価格上昇
などに伴い、飼料用米や加工用米などの作付が減少したことによる減額補正となり

ます。このうち、飼料用米等拡大支援事業補助金については、県補助金についても財源を減額しております。

一つ飛びまして、100ページをお願いいたします。

9款・教育費、1項3目・教育振興費の1節・いじめ問題対策連絡協議会委員報酬4万円。本年9月に施行された協議会の設置条例に基づき、いじめ防止等の対策推進に係る協議会を開催するもので、協議会委員に対する報酬となります。

3項・中学校費、1目・学校管理費の12節・屋内運動場耐震診断及び補強設計業務委託1,320万円。本年度実施中の中学校体育館の設計業務において、屋根の防水改修を検討したところ、平成10年に行った耐震診断の所見において屋根の構造材のアンカーボルトの接続部分の長さに対する指摘がされていたことが判明したことから、屋根の構造材の安全対策として耐震診断と補強設計について新規計上するものであります。こちらは財源として、緊急防災・減災事業債の充当を見込んでおります。

101ページに移りまして、5項1目・社会教育総務費の14節・防火設備更新工事25万3,000円。旧橘小学校の自動火災報知設備の更新工事について機器の価格高騰に伴い増額補正するものです。

2目・公民館費の7節・主催講座講師等謝金26万4,000円。来年2月に開催予定の第3回歴史シンポジウムの講師等に係る謝金となります。

6項3目・学校給食費、10節・給食材料費793万8,000円。物価高騰に伴う補正で、本年度の給食材料費について当初予算との比較で、率として約14%の増加が見込まれることから、不足額について増額補正するものです。

102ページをお願いいたします。

12款・諸支出金、1項1目・基金費、24節・奨学基金積立金200万円。指定寄附を受けて奨学事業に活用するため基金に積立てするものとなります。

次に、歳入について申し上げますので、お手数ですが議案書の91ページをお願いいたします。

初めに、15款・国庫支出金、1項1目1節・障害者自立支援給付費負担金703万4,000円。歳出補正の民生費で申し上げました自立支援給付費に対する国庫負担金となります。

16款・県支出金、1項2目1節・障害者自立支援給付費負担金351万7,0

00円。15款で申しあげました国庫負担金と同様の県負担金となります。

3節・児童手当県負担金239万5,000円。歳出補正の民生費で申しあげました児童手当に対する県負担金となります。

2項3目1節・予防接種事故調査費補助金8万7,000円。歳出補正の衛生費で申しあげました予防接種健康被害調査謝金に対する補助金となります。

4目3節・飼料用米等拡大支援事業補助金マイナス2,526万8,000円。歳出補正の農林水産業費で申しあげました同名事業に対する補助金となります。

次に、17款・財産収入、2項1目1節・土地売払収入458万5,000円。宮野台の町有地683平方メートルについて売り払うものでございます。

18款・寄附金、1項2目1節・指定寄附金のうち教育関係で200万円。こちらは東洋合成工業株式会社千葉工場様より歳出予算教育費の奨学基金の原資としてご寄附をいただいております。

同節・指定寄附金として、障害福祉関係で100万円。有限会社ブライトピック千葉様から指定寄附をいただき、歳出予算民生費の障害福祉事業へ充当しております。

一つ飛びまして、21款・諸収入、5項3目5節・雑入の過年度返還金5万7,000円。歳出補正の農林水産業費で申しあげました多面的機能支払交付金返還金に係る交付団体からの返還金となります。

92ページに移りまして、22款・町債、1項2目1節・緊急防災・減災事業債1,300万円。歳出補正の教育費で申しあげました中学校体育館の耐震診断及び補強設計業務へ充当するものであります。

91ページにお戻りいただきまして、最後に、歳入が歳出に不足する1,279万4,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を充当するものでございます。

続きまして、第2表、こちら86ページをお願いいたします。

補正予算第2条の繰越明許費として、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めるものです。

3件ございまして、まず、2款3項・情報システム標準化業務（戸籍・戸籍附票）653万4,000円。戸籍の附票システムの標準化業務について、戸籍制度の改正等に伴い業務に期間を要することによる繰越しとなります。

3款1項・障害者福祉計画策定業務委託469万7,000円。先程の歳出補正、民生費で申し上げた費用となります。国の施策を反映させるため、期間を要することによる繰越しとなります。

9款3項・屋内運動場耐震診断及び補強設計業務委託1,320万円。先程の歳出補正、教育費、中学校費で申しあげました費用となります。耐震診断及び補強設計業務に期間を要することによる繰越しとなります。

続いて、87ページ、第3表をお願いいたします。

補正予算第3条の債務負担行為の補正となります。

追加事業は2件ございまして、まず、オーシャンプラザ屋上パネル改修工事となります。期間は令和8年度、限度額は559万1,000円。こちらはオーシャンプラザの屋上にあります構造物のパネルについて老朽が激しいことから改修工事を行うもので、総額3,850万円の工事見込みに対して、施設上の一般会計と病院事業会計との負担割合、一般会計では14.52%、病院事業会計では85.48%のうち一般会計の負担割合について債務負担行為を設定するものとなります。

次に、東庄町学校給食センター調理等業務委託です。期間は令和8年度から令和11年度、限度額は2億889万円です。現在の調理業務が令和8年7月で契約期間が満了することから、3年間の業務委託契約を行うための債務負担行為を設定するものです。

続いて、88ページをお願いいたします。

第4表、地方債の補正です。

歳入補正で申しあげました地方債について変更をしております。内容としましては、緊急防災・減災事業債について限度額を5,300万円から1,300万円増額し、6,600万円としております。

以上で一般会計の補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、議案第59号、令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の113ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費、1節・報酬から4節・共済費までは、町民課勤務の一般職3名分並びに会計年度任用職員1名分の人件費で、給与改定による増減額を補正するものでございます。

5款3項1目・保健指導事業費、2節・給料から4節・共済費までは、保健センター勤務職員4名の人件費で、1款と同様に増減額を補正するものでございます。

6款1項1目・基金積立金、24節・積立金23万6,000円は、国保財政調整基金の定期預金に係る約定利率の改定に伴い、満期時の預金利子の額が当初予算額を上回る見込みとなったため、預金利子を基金へ編入するにあたり、不足する分を増額計上するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

議案書の112ページをご覧ください。

6款1項1目1節・利子及び配当金23万6,000円は、国保財政調整基金の預金利子の増額見込み分で、歳出と同額を計上するものでございます。

7款1項1目・一般会計繰入金、3節・職員給与費等繰入金147万5,000円は、歳出における人件費等の増減額と連動して一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、議案第60号、令和7年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の121ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費34万7,000円の増額補正は、1項1目・一般管理費で、職員の給与改定に伴う人件費として増額補正をするものでございます。

以上の結果、歳出補正額は34万7,000円の増額、歳出合計で3,989万6,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

120ページをお願いいたします。

3款・繰越金34万7,000円の増額については、歳出補正で計上した人件費について、繰越金を増額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は34万7,000円の増額、歳入合計で3,989万6,000円となります。

以上で令和7年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第61号、令和7年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の128ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費109万8,000円の増額補正は、1項1目・一般管理費で、職員の給与改定に伴う人件費として97万1,000円、3項2目・認定調査等費で、会計年度任用職員の報酬等改定に伴う人件費として12万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、3款・地域支援事業費444万2,000円の増額補正は、1項1目・介護予防生活支援サービス事業費で、第1号通所事業負担金の不足分として400万円、3項1目・包括的支援事業費で、職員の給与改定に伴う人件費として44万2,000円を増額補正するものでございます。

5款・諸支出金2万5,000円の増額補正は、3項1目・介護給付費準備基金積立金で、利率の上昇に伴う積立金の増額補正でございます。

以上の結果、歳出補正額は556万5,000円の増額、歳出合計で16億1,004万9,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

127ページをお願いいたします。

6款・財産収入2万5,000円の増額補正は、介護給付費準備基金積立金の利率の上昇に伴う増額で、歳出補正で計上した5款・諸支出金積立金利子の財源として充当するものでございます。

7款・繰入金154万円の増額補正は、歳出補正で計上した職員及び会計年度任

用職員の人件費として一般会計から繰り入れるものでございます。

8款・繰越金400万円の増額補正は、歳出補正で計上した3款・地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業である第1号通所事業負担金の財源として繰越金を充当するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は556万5,000円の増額、歳入合計で16億1,004万9,000円となります。

以上で令和7年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、議案第62号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

この補正につきましては、町長からの提案理由にもございましたが、給与改定に伴う人件費の補正及び新堀配水場の流量計の交換に伴う補正でございます。

それでは、141ページをお願いいたします。

令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画内訳書でございます。

まず、収益的支出の補正でございますが、第1款・事業費用、1項・営業費用、4目・総係費に89万9,000円を追加し、事業費用総額で4億3,696万円にするものでございます。この補正につきましては、給与改定に伴い人件費を補正するものでございます。

内訳につきましては、節に記載のとおり給料が54万1,000円の増、手当が30万3,000円の増、法定福利費が5万5,000円の増となっております。

また、この人件費の補正に伴い既定の予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費につきましても、職員給与費を89万9,000円増額し、2,936万6,000円に改めることとなります。

142ページをお願いいたします。

次に、資本的支出の補正でございます。

第1款・資本的支出、2項・固定資産取得費、2目・機械及び装置費に771万1,000円を増額し、資本的支出総額で2億1,797万6,000円にするも

のでございます。

内容につきましては、新堀配水場の低区配水流量計について不具合が発生しており、緊急に交換が必要となったことに伴い、機械及び装置費について増額補正を行うものでございます。

続きまして、137ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

1、業務活動によるキャッシュフローの1行目に記載の当年度純利益が人件費の補正により既決予定額368万9,000円から89万9,000円の減額となり、279万円となります。

138ページをお願いいたします。

2の投資活動によるキャッシュフローの1行目に記載の建設改良費の既決予定額が流量計交換に伴う補正により1億9,205万3,000円に771万1,000円が加わり、総額1億9,976万4,000円の支出を見込んでおります。これらを合計しますと、資金期末残高は10億9,852万3,000円になる予定でございます。

続きまして、139ページでございますが、こちらは給与費の補正前、補正後の明細書となっております。

以上で水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

それでは、議案第63号、令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の154ページをお願いいたします。

補正予算（第2号）実施計画内訳書でございます。

収益的支出のうち、支出で1款・病院事業費用、1項・医業費用、1目・給与費、1節・給料に240万円、2節・手当に330万円、3節・報酬に260万円を加え、2目・材料費、1節・薬品費を1,280万円減額、3目・経費、11節・修繕費に450万円を加え、2項・福祉サービス費用、1目・給与費、2節・手当に12

0万円を加え、2目・材料費、1節・薬品費を270万円減額し、3目・経費、11節・修繕費に150万円を加えるもので、病院事業費用の総額は11億6,611万1,000円で、補正前と同額であります。

この補正につきましては、ジェネリック薬品への切替えが進んだ結果、予算に執行残の発生が見込まれる薬品費を減額し、一般会計でも説明のありました給与改定に伴う給料、手当並びに報酬を増額し、加えて、廊下等の空調吹出し口付近にカビが発生した天井を修理するために修繕費を増額補正するものであります。

続きまして、155ページをお願いいたします。

資本的収入の実施内訳書でございます。

1款・資本的収入、1項・企業債、1目・企業債、1節・企業債に2,500万円を追加し、資本的収入の総額を1億6,287万7,000円とするものであります。

内容につきましては、令和7年度実施事業のうち高压電気系引込みケーブル更新工事、屋上受水槽更新工事、医用テレメーター購入、エレベーターバス購入分を記載することにより、地方交付税措置上有利となることから補正するものであります。

続きまして、145ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為補正でございますが、オーシャンプラザ屋上パネル改修工事に伴い、期間を令和8年度、限度額を3,291万円とするものでございます。パネルの腐食により内部に雨水がたまるなど、強風の際、飛散の危険性があるため実施するものであります。

続きまして、147ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書であります。

148ページをお願いいたします。

企業債の追加発行により、現金及び現金同等物の期末残高は1億4,939万1,000円となる予定です。

149ページから151ページは給与費明細、152、153ページが予定貸借対照表となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第58号、令和7年度東庄町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和7年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和7年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第7、陳情第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情を議題とします。

この陳情は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第8、休会の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合によって、18日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、18日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

12月19日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くこととします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした

(午前10時48分 散会)